掛川市条例第１７号

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月３１日

掛川市長

（別紙）

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（国民健康保険税の減額） 第27条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)　（略） (2) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） (3) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） 附　則 １～６　（略） （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（国民健康保険税の減額） 第27条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)　（略） (2) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） (3) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） 附　則 １～６　（略） （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 8　前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第４項」とあるのは「法附則第35条第５項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の２第１項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第１項」とあるのは「第32条第１項」と読み替えるものとする。	7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条、第８条、第12条及び第27条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 8　前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第４項」とあるのは「法附則第35条第５項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第１項」とあるのは「第32条第１項」と読み替えるものとする。

附　則

1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第７項及び第８項の改正は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第　号）附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日の属する年

の翌年の１月１日から施行する。

２　改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。